

2021年3月23日

各位

株式会社 山梨中央銀行

弊行韮崎支店における不祥事件にかかる刑事処分について

本年1月29日（金）に、弊行韮崎支店において発生いたしました不審火事件に関しましては、本日3月23日（火）、甲府地方検察庁から弊行元行員に対し、不起訴処分とするとの発表がありました。

なお、同日発生した現金窃盗事件につきましては、警察による捜査を経て、2月19日（金）、窃盗罪にて起訴されております。

信用を第一とする金融機関にありながら、このような不祥事件を惹起いたしましたことを役職員一同厳粛に受け止め、深く反省いたしております。また、日頃からご支援・ご愛顧をいただいております地域の皆さま、お取引先の皆さま、株主の皆さまに対し、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、改めて衷心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

弊行韮崎支店に勤務していた元行員（男性、32歳）が、1月29日（金）、同店内から現金2,300万円を盗み出したことを認め、同日、警察に緊急逮捕されました。

また、事件当日午後2時過ぎに同店において発生した不審火事件につきましても犯行を認め、両事件ともに甲府地方検察庁に送付され、現金窃盗事件については2月19日に起訴処分、不審火事件については3月23日に不起訴処分となりました。

2. 監督官庁等への届出等

事件発覚後、速やかに法令等に基づく監督官庁等への通報や届出を行っております。

3. 人事処分等

事件を惹起した本人につきましては、3月17日付けで懲戒解雇処分といたしました。

なお、役員及び関係者につきましても、弊行の規定に基づき、厳格な処分を実施いたします。

4. 再発防止について

弊行は、これまでもコンプライアンス（法令等遵守）の徹底を、経営における最重要かつ最優先の課題と位置付け、態勢整備を図ってまいりました。また、あらゆる機会を通じて、現金取扱いの注意点について徹底を図るとともに、チェック態勢の強化を図ってまいりました。

しかしながら今回の不祥事件を惹起いたしましたことを重く受け止め、弊行として再発防止に向けて事件発生の原因を徹底的に分析し、改善策を検討してまいります。また、コンプライアンスの再徹底を図るとともに、内部管理態勢の一層の充実・強化に取り組み、全役職員が一丸となって信頼回復に努めてまいります。

本件についてのお問い合わせ、お気づきの点につきましては、以下のフリーダイヤルまでご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

【本件に関するお客さま専用のお問い合わせ先】

[電 話] 0120-106-055 (フリーダイヤル)

[受付時間] 9:00~17:00

平日のみ承らせていただきますのでご了承ください。

以 上